

# 「水郷桜イルミネーション」キッチンカー出店者募集要項

## 1 募集の目的

この要項は、土浦市霞ヶ浦総合公園で実施する水郷桜イルミネーション期間中の会場内におけるオープンスペースを活用し、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）により飲食物の提供を行うことで、市民の憩いの場としての利便性の向上及びにぎわいの創出をさらに高めることを目的とします。

## 2 募集概要

水郷桜イルミネーション推進委員会（事務局：一般財団法人土浦市産業文化事業団）では、霞ヶ浦総合公園での水郷桜イルミネーションの会場内において、キッチンカーによる飲食物の提供を行う出店者を募集します。

## 3 出店日時及び場所等

出店日時及び場所等は、次のとおりとします。

【出店日】令和8年11月21日(土)～令和9年1月11日(月祝)

【出店時間】16時00分から21時00分まで

【出店場所】Aエリア：オランダ型風車前広場 5区画(1区画あたり1店舗)

Bエリア：オランダ型風車南側 10区画(〃)

※ 別紙位置図のとおり

(1) 次のイベント開催日は除く。

| イベント名    | 日                | 時       | 備 考             |
|----------|------------------|---------|-----------------|
| 点灯式      | 11月21日(土)        | 16時～21時 | Bエリアのみ出店可(15店舗) |
| ほしぞらマルシェ | 12月19日(土)・20日(日) | 16時～21時 | 出店希望者については別途募集  |
| 初日の出出店   | 1月1日(木)          | 5時～9時   | Aエリアのみ出店可(5店舗)  |

(2) 次に掲げる場合には営業を認めないことや、出店の許可を取り消す場合があります。

- ① 緊急の工事等により、支障があると推進委員会が認めたとき。
- ② 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため、推進委員会が必要と認めたとき。
- ③ 推進委員会が特に必要と認めたとき。

※ ①～③により、出店の許可を取り消した場合には、材料費、人件費、売り上げなど一切の損失については、補填、賠償等はいたしません。

## 4 準備及び撤収時間

(1) イベント開催日(3(1))以外のキッチンカー出店に係る準備及び撤収時間は、次のとおりとします。

【準備開始時間】15時00分 【撤収完了時間】21時30分

(2) 営業時間については、事務局の判断により、短縮となる場合があります。

(3) 搬入・搬出出入口は、別紙位置図を参照すること。

## 5 出店料について

(1) 平日：2,000円/(日・店舗) 土日祝日・年末年始：3,000円/(日・店舗)

(2) 支払い方法(前金制：振込、または現金で直接事務局へお支払いをお願いします。)

① 令和8年11月21日から令和8年11月30日まで(11月13日までに支払い)

- ② 令和8年12月 1日から令和8年12月11日まで（11月25日までに支払い）
- ③ 令和8年12月14日から令和8年12月31日まで（12月 8日までに支払い）
- ④ 令和9年 1月 1日から令和9年 1月11日まで（12月24日までに支払い）

### （3）留意事項

- ① 振込手数料については、出店者様でご負担いただきますようお願いいたします。
- ② 現金払いの場合は、事務局に予め支払いに来る日時の連絡をお願いします。
- ③ 支払期限日までに出店料の支払いが確認できない場合は、出店を取り消す場合があります。

④ 期間中出店をキャンセルする場合、いかなる理由があっても出店料の返金はいたしかねますので、ご了承ください。

※詳細につきましては、【説明会・抽選会】にてご案内いたします。

## 6 備品及び電源の使用について

- （1）販売に必要な備品については、原則出店者側で全て用意すること。
- （2）電源に関しては、Aエリア及びBエリアともに、公園の電源（コンセントBOX）を使用することができないため、必要な場合は、発電機等を各自用意すること。

## 7 出店資格

出店者は、次の何れかの条件を満たす個人、法人、任意団体であること。

- （1）土浦市に在住する者
- （2）茨城県内で営業する者（営業許可書の住所が県内にあるもの）

## 8 出店者の制限

次の項目に掲げる者は出店することが出来ません。

- （1）未成年者
- （2）破産者であって復権していない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者又はその繋がりがあると認められる者
- （4）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続の申立てがなされている事業者
- （5）市税を滞納している者（他市に在住する者は居住地の税とする。）
- （6）集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- （7）前各号に掲げるもののほか、推進委員会が不適當と認める者。

## 9 禁止品目

消費期限及び賞味期限が過ぎた飲食物又は当該飲食物を使用して調理したもの及び当推進委員会が不適當と判断したものは販売禁止とする。

## 10 申請方法（募集から出店までの手続きの流れ）

- （1）募集受付期間 令和8年9月9日（水）～9月30日（水）必着
- （2）提出書類

- ① 水郷桜イルミネーション出店申請書
- ② 食品営業許可証(自動車営業に限る)の写し
- ③ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- ④ 出店するキッチンカーの車検証の写し
- ⑤ 納付すべき市町村民税等の滞納がないことの証明書(取得から3カ月以内)

ア 個人事業主の場合

居住している市町村において課せられる市町村民税等の全項目についての「滞納がないことの証明書」、または「納税証明書(令和7年度)」。

イ 法人の場合

法人市町村民税についての「滞納がないことの証明書」、または「納税証明書(令和7年度)」。

(2) 書類の提出方法

出店申請書様式は水郷体育館窓口で受け取るか、水郷桜イルミネーションの公式ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

出店申請書に必要事項を記入し、その他提出書類を添えて霞ヶ浦文化体育会館内1階管理事務所窓口へ直接ご提出、又はメールにてご提出ください。

なお、メールでのご提出の場合は、送信後に必ず電話にて事務局(029-823-4811)に連絡をお願いいたします。

【内容確認(審査)】 令和8年10月 1日(木)～

【出店許可書の送付】 令和8年10月 9日(金)～

【説明会・抽選会】 令和8年10月23日(金)14:00～

説明会・抽選会では、1日ごとに出店者及び場所を決定するため、必ずご出席すること。また、各出店日のエリアA①の出店者は、事務局との連絡調整係となること。

1 1 出店者の選考方法

提出された書類をもとに審査、決定するものとし、審査等に関する問合せについては、一切応じないものとする。

1 2 営業の許可条件

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守すること。

- (1) 指定場所以外での販売を行わないこと。また、販売時間及び区画を遵守すること。
- (2) 出店場所及び周辺の美化に努めること。また、退園時は周辺を清掃し、原状復帰すること。
- (3) 必要以上の営利目的となる広告物等の設置を行わないこと。
- (4) 保健所の許可が必要な商品を販売する場合は、事前に出店者の責任で申請し、その許可書の写しを提出すること。
- (5) 食品衛生法等の法令及び基準を守り、適正に販売すること。
- (6) ゴミ箱(容量45リットル以上)を店舗ごとに用意し、設置すること。
- (7) 出店の際に出るゴミ(飲食後の販売物のゴミを含む)は店舗ごとに持ち帰ること。
- (8) 通行の妨げとなる場所にテーブル・イス等の備品を設置しないこと。(特にBエリア)
- (9) キッチンカーでの販売行為は、車内のみとし、車外スペースでの販売はしないこと。
- (10) 火気を使用する場合は、周辺の安全対策と火災防止に努めること。
- (11) プロパンガス及び発電機等を使用する場合には法令に定める安全基準を遵守すること。また、消火器を用意すること。

- (12) 申請書記載以外の商品等を販売しないこと。
- (13) 出店権利の第三者譲渡及び貸与をしないこと。
- (14) 危険物等を持ち込まないこと。
- (15) 搬入及び搬出時は、公園利用者の安全に配慮すること。また、車両等を園内で移動させるときは、ハザードランプを点滅させ最徐行(10km/h以下)すること。
- (16) 公園内の施設、工作物及び設備等を損傷した場合には、速やかに事務局に報告するとともに出店者の責任において現状復旧すること。
- (17) 「出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その情報を事務局に報告すること。
- (18) 他人に迷惑又は危害を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
- (19) 市又は推進委員会主催のイベント等への参加及び協力に努めること。
- (20) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更をしないこと。
- (21) 事務局に無断で出店を取りやめないこと。なお、出店を取りやめる場合は、速やかに事務局に報告するとともに、自店が運営するホームページやSNS等で周知すること。
- (22) 調理用水及び排水等については、園内設備の使用が禁止のため、営業に必要なものは全て出店者が用意すること。
- (23) 搬入・搬出時は必ずバリケードの開閉をすること。
- (24) 点灯期間終了後に出店日ごとの売上金額を事務局に提出すること。
- (25) この要項又は公序良俗に反する行為を行い、出店を許可することが適切でないと認めるときは、出店の許可を取り消すことがあります。なお、この場合に出店者に損害が生じても推進委員会は補填、賠償等の責任は一切負いません。
- (26) 前各号に掲げるもののほか、当推進委員会が必要と認める事項を遵守すること。

### 1.3 問合せ先

水郷桜イルミネーション推進委員会事務局

住 所：〒300-0835 茨城県土浦市大岩田1051番地  
(一財)土浦市産業文化事業団(霞ヶ浦文化体育会館内)  
電話:029-823-4811 FAX:029-823-4812  
e-mail:t-jigyoudan@suigo.jp

### 1.4 公式ホームページ

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kanko-bunka-sports/sangyobunkajigyodan/event-info/suigosakura-illumination/>

### 1.5 公式Instagram

[https://www.instagram.com/suigo\\_sakura2023/](https://www.instagram.com/suigo_sakura2023/)